

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【公表番号】特表2012-514592(P2012-514592A)

【公表日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【年通号数】公開・登録公報2012-025

【出願番号】特願2011-544101(P2011-544101)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/44	(2006.01)
A 6 1 Q	17/04	(2006.01)
A 6 1 K	8/46	(2006.01)
A 6 1 K	8/41	(2006.01)
A 6 1 K	8/35	(2006.01)
A 6 1 K	8/91	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 K	8/89	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/44
A 6 1 Q	17/04
A 6 1 K	8/46
A 6 1 K	8/41
A 6 1 K	8/35
A 6 1 K	8/91
A 6 1 K	8/37
A 6 1 K	8/89

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月10日(2014.2.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 紫外線A(UVA)フィルター剤であるアボベンゾン、ジエチルアミノヒドロキルヘキシルベンゾエート、メラジメート、及びエカムスルから成る群から選択される1又は複数の紫外線(UVR)フィルター剤と、

b) 紫外線B(UVB)フィルター剤であるオクトクリレン、オキシベンゾン、オクチサレート、ベンゾフェノン-4及びホモサレートから成る群から選択される少なくとも1つのUVRフィルター剤と

を含む、局所組成物であって、

前記UVRフィルター剤が、UVAに暴露された動物の皮膚に前記組成物を塗布した場合にUVAをフィルターするのに有効な量で前記組成物中に存在し、

前記組成物が、UVBに暴露された動物の皮膚に塗布された場合に、有効量のビタミンDを生成するほど十分な約295～315nmの範囲の照射を通過させるよう構成されている前記組成物。

【請求項2】

皮膚に塗布した場合に紅斑の誘発を減少又は阻害する、請求項1に記載の局所組成物。

【請求項3】

皮膚に塗布した場合に皮膚の任意的な色素沈着を許す、請求項1又は2に記載の局所組成物。

【請求項4】

約295～315nmの範囲のUVRの25%以下を通過させる、請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

アボベンゾン、ホモサレート及びオクチサレートから成る群から選択される少なくとも1つのUVRフィルター剤と、

ジエチルアミノヒドロキシベンゾイルヘキシリベンゾエート、メラジメート、オキシベンゾン、ベンゾフェノン-4及びエカムスルから成る群から選択される少なくとも1つのUVRフィルター剤と

を含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項6】

約295～315nmの範囲に吸收極大を有する、5%(wt)超の濃度の1つ以下のUVRフィルター剤と、

約295～315nmの範囲に吸收極大を有する、3%(wt)超の濃度の2つ以下のUVRフィルター剤と、

約295～315nmの範囲に吸收極大を有する、0.25%(wt)超の濃度の3つ以下のUVRフィルター剤と、

を含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項7】

アボベンゾン、オクチサレート、ホモサレート、ベンゾフェノン-4、エカムスル及びオキシベンゾンから成る群から選択される少なくとも2つのUVRフィルター剤と

を含む、請求項1～4のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項8】

1%～4%(wt)の濃度のオクチサレートを含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項9】

1%～4%(wt)の濃度のオキシベンゾンを含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項10】

3%～5%(wt)の濃度のアボベンゾンを含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項11】

0.5%～4%(wt)の濃度のホモサレートを含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項12】

0.5%～3%(wt)の濃度のベンゾフェノン-4を含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項13】

0.5%～5%(wt)の濃度のオクトクリレンを含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項14】

ベンゾフェノン-8、シノキサート、オクチノキサート、4-メトキシ桂皮酸イソペニル、ビスオクトリゾール、酸化亜鉛、エンスリゾール、エチルヘキシリジメチルPA BA、エチルヘキシリトリアゾン、トリエタノールアミンサリチル酸、ドロメトリゾールトリシロキサン、ベモトリジノール、ベンゾフェノン、2,4-ジヒドロキシベンゾフェノン、2,2',4,4', - テトラヒドロキシベンゾフェノン、2,2'-ジヒドロキシ-4,-ジメトキシベンゾフェノン、2,2'-ジヒドロキシ-4-メトキシベン

ゾフェノン、2-ヒドロキシ-4-(オクチロキシ)ベンゾフェノン、4-メチルベンジリデンカンファー、パラ-メトキシ桂皮酸ジエタノールアミン塩、パラ-メトキシ桂皮酸イソアミル、ジベンゾイルメタン、セリウム(IV)、アミノ安息香酸、パディメート-A、グリセリルアミノ安息香酸塩、ジガロイルトリオレエート及びイスコトリジノールから成る群から選択されるUVRフィルター剤のいずれかを0.25%(wt)超の濃度で含まない、請求項1~13のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項15】

アラントイン-パラ-アミノ安息香酸複合体、パラ-アミノ安息香酸、アルミニウム、フェニルアラニン、トリプトファン、チロシン、ベンジルアルコール、4-(2-ヒドロキシエチル)-1-ピペラジンエタンスルホン酸、ニンジン油、カンファー、クローブ油、コエンザイムQ10、ココナッツ油、ココナッツオイル、メントキシプロパンジオール、5-(3,3-ジメチル-2-ノルボルニリデン)-3-ペンテン-2-オン、ジプロピレンサリチル酸グリコール、ユーカリピタス葉油、グリセリルPABA、2-ヒドロキシ-1;4-ナフトキノン、ケイ酸マグネシウムアルミニウム、雲母小板をコーティングした微結晶チタン、ケラチン、アルブミン、赤色ワセリン、シアバター、及びトコフェリル酢酸塩から成る群から選択されるUVRフィルター剤のいずれかを0.25%(wt)超の濃度で含まない、請求項1~14のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項16】

ローション、クリーム、スプレー、保湿剤、ジェル、リップクリーム、防虫剤、化粧品、防水剤、浸透促進剤、カプセル化剤、乳化剤、液体溶媒、皮膚軟化剤、有機化学的安定剤、及びこれらの混合物から成る群から選択される局所塗布に適した、化粧品又は医薬として許容される担体を更に含む、請求項1~15のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項17】

日焼け止め剤である、請求項1~16のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項18】

UVRへの暴露の前又はその間に動物の皮膚に対し1又は複数回有効量で塗布される、請求項1~17のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項19】

前記組成物が身体の一部に塗布され、全スペクトルの日焼け止めが前記身体のその他の部分に塗布される、請求項1~18のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項20】

前記組成物が身体の全部又は一部に塗布され、続いて、約5分~約12時間にわたる期間の後、全スペクトルの日焼け止めが前記身体の全部又は一部に塗布される、請求項1~19のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項21】

前記動物がヒトである、請求項1~20のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項22】

前記動物が伴侶動物である、請求項1~20のいずれか1項に記載の局所組成物。

【請求項23】

動物のビタミンD欠乏症の治療又は予防のための製品の製造のための、請求項1~22のいずれか1項に記載の局所組成物の使用。

【請求項24】

骨減少症、骨粗鬆症、骨軟化症、くる病、細菌性感染症、ウイルス感染、多発性硬化症、関節リウマチ、乳癌、卵巣癌、結腸直腸癌、前立腺癌、非ホジキンリンパ腫、ホジキンリンパ腫、インフルエンザ、1型糖尿病、2型糖尿病、肥満、狼瘡、高血圧、脳卒中、心筋梗塞、歯周炎、及び痴呆から成る群から選択される疾患又は障害の治療又は予防のための製品の製造のための、請求項1~22のいずれか1項に記載の局所組成物の使用。